

第229回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 審議事項</b>            案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について（再評価）【健康増進事業に関する事務】</p> <p><b>3 報告事項</b>            (1) 個別報告事項            案件1 横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について            (2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）（93件）            (3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除            ア 個人情報取扱事務開始届出書（8件）            イ 個人情報取扱事務変更届出書（11件）            ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（1件）            エ 個人情報ファイル簿変更報告書（1件）            オ 個人情報ファイル簿削除報告書（1件）</p> <p><b>4 その他</b>            (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和7年11月17日、12月15日記者発表分）            (2) その他</p>
日 時	令和8年1月28日（水）午後2時00分から午後3時00分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき16
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、寺田委員、三品委員
欠席者	鈴木委員
事務局	川田市民情報課長補佐ほか
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第228回審議会の会議録について、承認する。</li> <li>・審議事項、報告事項及びその他について、了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b>            （事務局） 第229回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員6名に御出席いただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を満たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。            （中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p><b>1 会議録の承認</b>            （中村会長） それでは、議事に入ります。            第228回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。            （各委員） &lt;異議なし&gt;</p>

(中村会長) それでは、承認いたします。

## 2 審議事項

案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について(再評価)【健康増進事業に関する事務】(医療局がん・疾病対策課)

(中村会長) それでは、「2 審議事項」について、案件1の御説明をお願いします。  
(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(三品委員) 「区役所での肺がん検診受診者が減少してきた。」と説明がありましたが、なぜですか。

(所管課) 令和6年度までは、横浜市肺がん検診は、各医療機関で実施する個別検診と、各区役所で実施する集団検診がありました。集団検診は、受診機会を確保するために始めたものですが、受診できる医療機関が増えたことにより、区役所ではなく近隣の医療機関を選択する方が増えました。その結果、集団検診の受診者が減り、区役所で実施する意味合いが薄れてきたため、今年度廃止しました。

(大谷委員) 特定個人情報は、バックアップ用のファイルも保存しているとのことですが。長期間にわたり古いファイルを保存しないように一定期間で消去しているようですが、現在の保存期間はどのように定めていますか。

(所管課) 原則は5年間保存しています。検診データも医療機関で5年保存をお願いしているため、それに準じています。

(大谷委員) バックアップも、5年経ったものから順次消去するのですか。特定個人情報ではなく、その中の統計的な情報を抽出し、Public Medical Hub (以下「PMH」という。)で活用する可能性は特にありませんか。

(所管課) ありません。

(大谷委員) 非常に簡潔な仕組みだと受け止めました。今回はそのようなシステムだと思いますが、今後は検診の効果等を検証するために、そのようなデータ等も統計化して活用することも出てくると思います。その時に個人情報との切り離しを上手く行い、匿名化できているか問われてくると思います。今回は、その点を懸念しなくてよいことが分かりました。保有するデータを活用する観点から、機会があったら、是非この場で御説明ください。

(後藤委員) 3ページの「全体概要」を使い、もう一度対象部分や、色の付いている部分を簡単に御説明ください。

(所管課) この図に対応するように、図の下に①から⑤まで説明書きをしています。①は、図上の右側に「①特定個人情報の登録・管理」とあります。自治体のがん検診の受診者の情報をPMHに登録します。②は、図上の中央下に「②PMHキー採番」とあります。PMHから個人番号を基に、医療保険者のデータベースを照会し、対象者の資格情報を確認するものです。「医療保険者向け中間サーバー」に1回登録します。そちらのデータベースで照会し、格納すると、独自

の番号が採番されます。③は、図上の右側に「③マイナポータルへの通知」とあります。②で確認した情報を基に、マイナポータルを通じて受診勧奨ができるようになっていきます。④は、③の上部に「④マイナポータルからの入力・取得（問診票・健診結果）」とあります。対象者がマイナポータル上でがん検診受診に必要な問診情報を登録できます。また、受診結果をマイナポータル上で確認できます。⑤は、図上の下部に「⑤検診施設からの入力・取得（問診票・健診結果）」とあります。医療機関はマイナポータルに入力された問診情報を基に検診を行い、PMH とマイナポータルを通じて検診結果を通知します。

従来のがん検診は紙で検診の案内を送っていました。各受診者は医療機関に電話等で受診の調整をしていました。医療機関は紙の検診票で検診をし、結果を本人に伝えるとともに、自治体にも伝えていました。

(後藤委員) 今回扱う情報の性質としてはこれまでと変わらず、紙だった部分をデジタル化しただけという理解でよろしいでしょうか。

(所管課) 御認識のとおりです。

(中村会長) 他に御質問等なければ、先ほどの大谷委員の意見は将来的なこととして、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

### 3 報告事項(1)

#### 案件1 横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について(市民局市民情報課)

(中村会長) それでは、「3 報告事項」について、案件1の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(寺田委員) これまで、個人情報取扱事務開始届や委託報告について、国の基準より詳細な運用としていたのは、厳格に見ようという趣旨だったのですか。その事務が重くなっている現状が明らかになった感じでしょうか。

(所管課) 個人情報の取扱いについては、令和5年度に全自治体に保護法が適用される前は、自治体ごとに条例で個人情報の取扱いルールを定める運用になっていました。その中で、横浜市では、事務で取り扱う個人情報が1人のものであっても個人情報取扱事務開始届により公表を行い、個人情報取扱事務の透明化を図っていました。令和5年度の改正法を踏まえ、個人情報取扱事務の公表については1,000人以上のもののみとすることも可能でしたが、これまで積み上げてきた個人情報保護措置が低下してはいけなないので、令和5年度の改正条例でも今回の条例改正でもそれは維持しました。事務で取り扱う個人情報が1人のものであっても公表しているという意味では、保護法の上載せをしています。

委託報告については、令和5年度より前は基本的に新規のもののみ審議会に報告していました。ところが、保護法66条には、委託先でも自治体と同等の

安全管理措置が講じられるように自治体が委託先を監督するようこの規定があります。横浜市ではこれを受けて、継続であろうが新規であろうが、同等の措置をきちんと講じていかなければならないということになり、令和5年度の改正条例では全件を審議会への報告対象にしましたが、年間約600件の報告になり、1件ずつ丁寧に議論するのが困難となりました。そのため、報告対象は漏えい等を起こしてしまった場合に個人の権利利益を害するおそれ大きいものに絞り、委員から意見をいただきながら、報告対象にならない委託案件にもいただいた意見を波及させていった方が良いのではないかとということで、今回の条例改正をしました。

(中村会長) 今回の条例第5条の改正について、反対する議員もいたそうですが、「やはり全件報告すべきだ。」ということですか。

(所管課) 今回、幾つかの会派から個別に呼ばれ、改正の趣旨を聞かれました。その中で議会側から審議会の個人情報保護に対し、厚い信頼を置かれていることをあらためて実感しました。今まで全件を報告対象とし、安全管理措置が担保されていたのに、絞ってしまうと漏えいが増えてしまうのではないかとということで、心配する声が上がりました。本市としては、報告対象とならないものを無視するのではなく、審議会の報告対象となった委託案件を審議会において議論する中で得ることができた有効な安全管理措置を適用していきます。また、報告対象案件は規則で定めるとしているため、今回は報告対象としなかった案件についても、今後、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、類型化できるようなものがあれば、審議会で十分に意見交換しながら規則で決めていくということで、一定の理解を得られるよう努めました。

(中村会長) それだけこの審議会が信頼されているのは有り難いですが、現実的に我々のキャパシティの問題はあるので、どこかで調整しなければならないという気はします。

(加島委員) 内容については理解しました。審議会の報告については、職員の負担や審議会のキャパシティの問題もあります。条例は議決されたので、このとおりで良いと思います。これまでのような審議会への報告がなくなったとしても、委託報告書としては事務局に上がってきますか。

(所管課) 相談は受けませんが、報告書という形では上がりなくなります。

(加島委員) 全然把握しないということですか。

(所管課) 報告対象外となるものについて、相談があった場合には、事務局も対応しますが、これまでのように全部を把握する形にはなりません。

(加島委員) 近年は、生成AIを使った委託業務も増えてきました。横浜市では実証実験を多く行って、個人情報保護がされている生成AIを使う方針を固めているため、市の措置としては良いと思います。先日、海外製の生成AIで情報が漏えいする事件もありましたので、審議会への報告をしなくとも、事務局に相談があった場合は、委託先が安全管理措置を講じているか、管理や指導はしてもらいたいです。

(所管課) おっしゃるとおりです。生成AIを使う委託等、現時点で想定し得ないようなものについては、現行の条例でも「その他報告事項」ということで報告できるようになっています。リスクが高そうな案件については、積極的に審議会に報告していきます。

	<p>(中村会長) 他に御質問等なければ、報告資料のとおり進めていただくということ      でよろしいでしょうか。      (各委員) &lt;異議なし&gt;      (中村会長) それでは、承認いたします。</p> <p><b>3 報告事項 (2) (3)</b>  <b>4 その他 (1) (2)</b></p> <p>(中村会長) 次に、「3 報告事項 (2)、(3)」、「4 その他 (1)、(2)」につい      ての報告を行います。事務局から御説明をお願いします。      (事務局) &lt;資料に基づき説明&gt;      (中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思いま      す。      (各委員) &lt;質問及び意見なし&gt;      (中村会長) 御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。      (各委員) &lt;異議なし&gt;      (中村会長) それでは、了承いたします。</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありまし      たら、お願いします。      (事務局) 次回の日程は、令和8年2月25日水曜日の午後2時からを予定して      りましたが、所管課からの案件がないため、2月は休会とし、令和8年3月      18日水曜日午後2時からとさせていただければと思います。接続の確認のため、      開始の15分前には、WEB会議システムに参加していただきますようお願い      申し上げます。      (中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料          特記事項</p>	<p><b>1 資料</b>          (1) 第229回横浜市個人情報保護審議会次第          (2) 第229回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p><b>2 特記事項</b>          今回は令和8年3月18日(水)午後2時からWEB会議の方法により開催予定</p>

本会議録は令和8年3月18日第230回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。